# 後土御門天皇女房奉書(第二紙闕) 実隆公記明応三年

### 【釈文】

「仰明応三正廿五」(端裏銘)

申御さたともの事、 にもし雨ふり候は > 二日に御さため候事にて候、 四日にて候へく候 御心え候て御申候へと申とて候、 カュ じく、

## 【漢字仮名交じり文・現代仮名づかいに直すと】

にもし雨降り候わば、 申御沙汰共の事、 二日に御定め候事にて候。 四日にて候べく候。 御心得候て御申候えと申せとて候。 か <u>一</u> 目

### 【現代語訳すると】

です。 申御沙汰のことは、 かして 二日にもしも雨が降りましたら、 二日にお決めになりました。 四日になります。 お心得い ただきお伝え下さい と申せとのこと

#### 【解説】

告げ、 たる。 る。 長• に、 を伴うことが多かった。 れてあるように、 実施するとい 被仰之」 『実隆公記』 四八七) 右にいう五通の文書とは、 久我豊通らにも報じてい 翌二十六日までには政家以外の その伝達を命じたのがこの女房奉書である。 正月二十三日条に とあって、 に花見の宴を献じたのを嚆矢として、 う後土御門天皇の意向が示されている。 明応三年 の間 前年は見送られた近衛政家以下の廷臣による酒宴の献  $\widehat{\phantom{a}}$ の準備に 「抑自禁裏陽明以下申沙汰事、(後出御門天皇) 四九四) . る。 申沙汰の当日 すなわち、 かかわるものであっ 二月二日条に貼り込まれた五通 「申沙汰人数」 実隆はこの件に の記述に 同二年から恒例化したもので、 である西園寺実遠・ 実隆は早速、 た。 それから二日後、 0 去年雖有御斟酌、 *\*1 なお、 で 0 「兼日儀勾当書状等続左」 いて奉行にあたっていたのであ 政家らの申沙汰は、 政家に日程を伝達するととも の文書 徳大寺実淳・ 日程を決定したことを 上に 於当年者可有哉之由 のうちの二通目に 0 1 手猿楽の張行 長享元年 花山院政 と記さ あ